

社発第 T-664 号
平成 29 年 1 月 30 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表取締役社長 小林 英三

クロスプラス(株)株式に係る貸借取引の品貸し申込みにおける
品貸料の最高料率に係る臨時措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、クロスプラス(株)株式(3320)につきましては、平成 29 年 1 月 26 日付社発第 T-654 号により貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を 10 倍とする臨時措置を実施しておりますが、平成 29 年 1 月 31 日申込日分(2 月 1 日品貸し申込み受付分)より当該臨時措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

敬 具